

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和7年3月24日(2025.3.24)

【公開番号】特開2024-10190(P2024-10190A)

【公開日】令和6年1月23日(2024.1.23)

【年通号数】公開公報(特許)2024-013

【出願番号】特願2023-190428(P2023-190428)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10 (2012.01)

10

【F I】

G 06 Q 50/10

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月13日(2025.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定のサービスで利用可能であって無体物たる第1オブジェクトと有体物たる第2オブジェクトとの組の代価の支払いの決済を行う決済手段と、

所定の取引可能期間に、前記組の代価の支払いの決済を行った第1ユーザと前記組の代価の支払いの決済を行った第2ユーザとの間で、取引対象を指定して取引を可能に制御する取引制御手段と、

を備え、

前記取引対象の形態として、前記第1オブジェクトのみを取引対象とする第1形態、前記第1オブジェクト及び前記第2オブジェクトを取引対象とする第2形態、前記第2オブジェクトのみを取引対象とする第3形態のうちの何れかの形態を選択可能とする、

オブジェクト取引システム。

30

【請求項2】

前記第1オブジェクトと前記第2オブジェクトとは、同一キャラクター又は互い関連するキャラクターに関するオブジェクトである、

請求項1に記載のオブジェクト取引システム。

【請求項3】

取引は、第2オブジェクトの購入したユーザへの引渡し前に行われる、

請求項1又は請求項2に記載のオブジェクト取引システム。

40

【請求項4】

所定のサービスで利用可能であって無体物たる第1オブジェクトと有体物たる第2オブジェクトとの組の代価の支払いの決済を行う決済手段と、

所定の取引可能期間に、前記組の代価の支払いの決済を行った第1ユーザと前記組の代価の支払いの決済を行った第2ユーザとの間で、取引対象を指定して取引を可能に制御する取引制御手段と、

を備え、

前記取引対象の形態として、前記第1オブジェクトのみを取引対象とする第1形態、前記第1オブジェクト及び前記第2オブジェクトを取引対象とする第2形態、前記第2オブジェクトのみを取引対象とする第3形態のうちの何れかの形態を選択可能とする、

オブジェクト取引装置。

50

【請求項 5】

コンピュータを、

所定のサービスで利用可能であって無体物たる第1オブジェクトと有体物たる第2オブジェクトとの組の代価の支払いの決済を行う決済手段、

所定の取引可能期間に、前記組の代価の支払いの決済を行った第1ユーザと前記組の代価の支払いの決済を行った第2ユーザとの間で、取引対象を指定して取引を可能に制御する取引制御手段、

として機能させ、

前記取引対象の形態として、前記第1オブジェクトのみを取引対象とする第1形態、前記第1オブジェクト及び前記第2オブジェクトを取引対象とする第2形態、前記第2オブジェクトのみを取引対象とする第3形態のうちの何れかの形態を選択可能とする、

10

20

30

40

50